

事業概要

令和8年版



東京都多摩府中保健所

は じ め に

東京都多摩府中保健所は北多摩南部保健医療圏に位置する6市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）を所管区域とし、圏域の地域保健の広域的・専門的・技術的拠点であるとともに、健康危機管理の中核的役割を担う保健行政機関として、関係機関と連携協力し、地域住民の保健・医療・福祉の推進を目指し、様々な課題に取り組んでいます。その所管業務は、感染症予防や精神保健福祉などの保健対策、食品・環境衛生等の生活環境安全対策、医事・薬事行政など非常に多岐に亘っています。

当保健所では、「東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン」に基づき、圏域の関係機関との連携のもと、地域保健医療の総合的な推進を図っています。この取組を進める中で、新興感染症への対応力強化や災害時における公衆衛生対応の充実、市を始めとする関係機関との連携体制の強化など、社会状況の変化に対応した体制を整備してまいりました。

新興感染症への対応については、令和6年3月に策定した「多摩府中保健所健康危機対処計画（感染症編）」を踏まえ、感染拡大時における情報共有の迅速化や、圏域の地域医療体制の強化に向け、圏域の医療機関、市や関係団体と連携した実践型訓練を実施してきました。こうした取組を通じて、健康危機発生時において関係機関が円滑に連携し対応できる体制の確保に努めています。

また、災害対策については、近年頻発する自然災害を踏まえ、避難所における衛生管理や感染症の蔓延防止、また、要配慮者への健康管理支援等に関する取組が重要となっています。保健所では、圏域各市や関係機関と連携し、平時からの連絡体制の確認や研修・訓練の実施を通じて、災害時における公衆衛生機能の強化に向け取り組んでいます。

さらに、令和7年度は前年度に引き続き、課題別地域保健医療推進プランとして、制度や分野の垣根を越えたひきこもり支援に向けた地域ネットワーク構築など、地域の実情に応じた取組を推進してきました。

今後は、これまで構築してきた連携体制を、訓練や実践を通じ検証を重ね、健康危機発生時等に機能する体制として定着させていくことが重要です。保健所は、様々な社会情勢の変化に適切に対応し、より一層、地域の誰もが安心して生活することができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

本冊子は、令和7年度における当保健所の各事業の実績を取りまとめたものです。関係機関の皆様におかれましては、保健衛生行政資料としてご活用いただければ幸甚に存じます。

今後とも、住民の皆様並びに関係機関・団体の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年9月

東京都多摩府中保健所長
矢内 真理子

目 次

	ページ		ページ
I 保健所のあらまし		V 保健対策	
1 沿革	3	1 感染症予防	8 1
2 管内の概要	5	2 エイズ対策	8 7
3 管内の人口	7	3 結核予防対策	8 8
4 施設の概要	9	4 一般健康診断	9 5
5 組織及び分掌事務	1 2	5 母子保健	9 6
6 決算状況	1 4	6 特殊疾病対策	9 7
7 令和8年度 事業計画	1 5	7 医療費助成	1 0 0
II 管 理		8 環境保健	1 0 1
1 保健医療	2 1	9 精神保健福祉	1 0 2
2 医事	2 4	1 0 保健師活動	1 0 5
3 歯科保健	2 8	1 1 エックス線検査	1 0 9
III 市町村連携		1 2 試験検査	1 1 0
1 広報普及啓発	3 3	VI 附属機関等	1 1 3
2 情報公開	3 4	VII 案内図	1 1 9
3 統計調査	3 5		
4 研修・教育	3 7		
5 地域保健医療推進プラン	3 9		
6 市町村等連絡調整	4 3		
7 健康危機管理	4 4		
8 補助金審査	4 8		
9 受動喫煙防止対策	4 9		
IV 生活環境安全			
1 薬事	5 3		
2 環境衛生	5 6		
3 食品衛生	6 1		
4 保健栄養	7 1		

1 文中使用した統計数値は、原則として令和8年3月末現在又は令和7年度中のものによる。ただし、暦年表示の妥当な場合は、令和7年12月末現在又は令和7年中のものを、静態的時点表示の妥当な場合は、各時点のものをそれぞれ使用した。

2 表中の表章記号は次のとおりである。

計数のない場合	—
計数不明の場合	…
統計項目のあり得ない場合	・
数値微小(0.05未満)の場合	0.0
減少を表す場合	△

3 令和元年版まで掲載していた統計表は、北多摩南部保健医療圏保健医療福祉データ集に掲載しているため、削除した。